

事 務 連 絡
平成20年 4 月 3 0 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について
(エチオピア産コーヒー豆及びその加工品)

平成20年度輸入食品等モニタリング計画については、平成20年3月31日付け食安輸発第0331004号に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、エチオピア産生鮮コーヒー豆において食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を引き続き30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願いします。

記

1 対象食品

エチオピア産コーヒー豆及びその加工品（簡易な加工に限る。）

2 検査項目及び検査頻度

- (1) AMBASSA ENTERPRISES PLC.の輸出した1の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、クロルデンに係る自主検査を実施するよう指導すること。
- (2) KEMAL ABDELLA INTERNATIONAL PLC.の輸出した1の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、ヘプタクロル及びγ-BHCに係る自主検査を実施するよう指導すること。
- (3) 上記2の(1)及び(2)を除く食品について、残留農薬（クロルデン、ヘプタクロル及びγ-BHCを含む。）に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応すること。

(参 考)

- 1 品 名：生鮮コーヒー豆
生産国：エチオピア
輸出者：AMBASSA ENTERPRISES PLC.
検査結果：クロルデン 0.02ppm（基準値：0.01ppm）
検疫所：横浜検疫所（届出受付番号：第29011607690号1欄）
輸入者：株式会社カーギルジャパン

- 2 品 名：生鮮コーヒー豆
生産国：エチオピア
輸出者：KEMAL ABDELLA INTERNATIONAL PLC.
検査結果：ヘプタクロル 0.04ppm（基準値：0.01ppm）
 γ-BHC 0.078ppm（基準値：0.002ppm）
検疫所：横浜検疫所（届出受付番号：第29011609590号1欄）
輸入者：伊藤忠商事 株式会社